

8年度平内町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町の水稲作付面積は、米の生産過剰を背景に需給調整が実施された昭和45年の1,510haをピークに年々減少し、令和7年には584ha（うち主食用486ha）まで減少し、水田作付面積の約4割で転作が行われ主に飼料用米、そば及び大豆への転換が図られている。

また、高齢化による担い手不足、排水不良田の休耕による不作付地が増えていること、米価高騰による主食用米への転換、飼料用米の作付面積の減少等による転作面積減少が懸念される。今後は経営所得安定対策を活用し、担い手の確保や育成、経営規模の拡大を図るとともに、水稲や飼料用米（多収品種）の他、そばや大豆などの地域特産物の生産性の向上と、水田利用を促進し、地域の実態に合わせた土地利用と作付体系の確立に努める。また、生産販売経路の確立、生産性向上による農家所得の増加により地域農業の活性化を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

国の産地指定を受けている夏秋ピーマン、トマトをはじめ、ほうれん草などの振興作物の作付の拡大と生産性の向上を図るため、堆きゅう肥や粃殻堆肥を活用した土づくりなどの地力の維持増進に努める。

また、野菜集出荷施設等の生産・出荷に係る拠点施設を積極的に活用し、作業の省力化等農家負担の軽減と野菜等の安定出荷、高品質化を図りながら農家所得の向上につなげる。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和5年度より畑地化促進事業を活用し令和7年度には22.2haを畑地化し合計で現在92.8haとなっている。転作作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている圃場や今後も水稲が作付される見込みがない水田については、圃場確認の結果等を元に、産地交付金対象者に畑地化支援を周知し活用を促進していく。

さらに、水田を有効に活用するため生産者が管理できなくなった水田については、中間管理機構の

事業に組み入れ、地域農業者とのマッチングを推進し水稻の作付け又は、畑作物との輪作体系の構築を図る。

ブロックローテーションについては、昨年度同様、個人耕作地内でのブロックローテーションを推進する。特に大豆作付け者においては、収量低下が著しく見られることから取組の実現をするとともに、地域農業者の連携体制を整えるほか、土壌改良材の施用等、地域における水田の土壌改良による収量増加、有害鳥獣による被害の防止等取組を検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

現在の作付面積約486haの水田について、主力品種である「まっしぐら」を主体に作付けを推進するとともに、今後も引き続き一等米比率の向上と生産・販売においても良質米生産の向上を図る。品質向上に努めながら、主食用米の価格高騰による需要の動向や出荷業者の意向を勘案しつつ、米生産を行う。

(2) 備蓄米

主食用米にかわる作物として安定した生産が可能となる備蓄米について、JA（全農）等と連携を図りながら、作付をする。

※備蓄米については、令和8年産米の備蓄米に関する政府買入の動向を踏まえ、主食用米及び非主食用米等へ変更する場合がある。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の生産増が見込まれる中、農業者が蓄積してきた稲作の多収技術や既存農業機械を有効に活用できる飼料用米の生産については多収性専用品種を推進し、一定の需要があることから複数年契約に係らず、作付面積の現状維持を図りながら、収量向上の取組を促進するため、生産性向上技術の導入による取組を地域設定の産地交付金で支援する。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS 用稲

町内外の畜産農家と連携し、粗飼料確保のため地域設定の産地交付金を活用し、共同機械の

利用により生産コスト低減を行いつつ、生産性向上技術の導入による取組を地域設定の産地交付金で支援し、収量増加及び作付面積拡大を図っていく。

オ 加工用米

取組なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆は、町特産品を製造する需要者との結びつきがあるが、昨今の高温による影響や鳥獣被害による収量減少がみられるため、土壌改良材の施用による土壌環境の適正化等を推進し、収量向上技術の導入による取組については地域設定の産地交付金で支援する。

飼料作物は、町内畜産農家に需要があることから、乾田地帯等条件の良い場所を選定し、優良飼料作物種子の活用により、品質と生産量を向上させる。

また、継続して転作を実施している水田においては、連作障害を回避するため、ブロックローテーションの活用もしくは、畑地化促進事業を促進していく。

麦は、取組なし。

(5) そば、なたね

そばについて、昨年度、農業者間による収穫時期の見直しが図られ、収量が増加したが、連作障害の防止のため地域でのブロックローテーションや土壌改良材の施用等による土壌環境の適正化を図り、県設定及び地域設定の産地交付金を活用して単収の向上の取組を支援し、品質と収量の向上を目指す。

なたねについては、収量の向上及び技術定着に向けた取組を助成する。

また、継続して転作を実施している水田においては、連作障害を回避するため、ブロックローテーションの活用もしくは、畑地化促進事業を促進していく。

(6) 地力増進作物

主食用米から高収益作物等への作付転換を行うにあたり、土壌改良等を実施する必要があるが、そのうちの地力増進作物を作付する取組を支援する。

また、既に戦略作物等を作付けしている圃場においても、連作による収量低下を避けるため、輪作を視野に入れた地力増進作物を作付する取組を支援する。

なお、推奨する地力増進作物は、エンバク、ソルゴー、ヘアリーベッチ、れんげとする。

(7) 高収益作物

農協(部会)の指導マニュアル等に基づく栽培を徹底し、品質向上による安心・安全な商品の産地化を目指す為、地域設定の産地交付金を活用し、産直施設等での販売を通した地産地消の取組を支援する。

また、継続して転作を実施している水田においては、畑地化事業の活用を促進していく。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧(会員名簿)を添付してください。